グループホームわらべ料金表

(2023年4月1日現在)

介護保険個人負担分は1割ですが、65歳以上の第一号被保険者のうち一定以上の所得のある方は2割負担又は3割負担となります。ただし、基本料金、その他費用、介護保険の給付の限度額を超えた部分にかかるサービス、又は保険対象外のサービスについては全額自己負担になります。 (基本料金+加算料金) × 1/10 = ご契約者負担額

(基本料金+加算料金) × 2/10 = ご契約者負担額 (基本料金+加算料金) × 3/10 = ご契約者負担額

【介護保険基本料金】

	利用料金(1日)	利用者負担額		
		(左の1割)	(左の2割)	(左の3割)
要支援 2	7,480	748	1,496	2,244
要介護 1	7,520	752	1,504	2,256
要介護 2	7,870	787	1,574	2,361
要介護 3	8,110	811	1,622	2,433
要介護 4	8,270	827	1,654	2,481
要介護 5	8,440	844	1,688	2,532

【(介護予防) 短期利用認知症対応型共同生活介護(Ⅱ)・基本料金】

	利用料金(1日)	利用者負担額		
		(左の1割)	(左の2割)	(左の3割)
要支援 2	7,760	776	1,552	2,328
要介護 1	7,800	780	1,560	2,340
要介護 2	8,160	816	1,632	2,448
要介護 3	8,400	840	1,680	2,520
要介護 4	8,570	857	1,714	2,571
要介護 5	8,730	873	1,746	2,619

※各共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室や短期利用者専用の居室等を利用し、 短期間の指定認知症対応型共同生活介護を提供します。このサービスについては、地域 における認知症ケアの拠点として様々な機能を促進する観点から、短期利用認知症共同 生活介護について、利用者の状況や家族等の事情により介護支援専門員が緊急に利用が 必要と認めた場合など一定の条件下において、7日間(利用者の日常生活上の世話を行う 家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日間)を限度とし、定員を超えて受け入れ ができます。

【介護保険加算料金】

	41 III 101 A	利用者負担額		
	利用料金	(左の1割)	(左の2割)	(左の3割)
サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	60	6	12	18
初期加算	300	30	60	90
入院時費用	2,460	246	492	738
医療連携体制加算(要介護のみ算定)	390	39	78	117
認知症専門ケア加算(I)	30	3	6	9
介護職員処遇改善加算(I)	基本料金及び各種加算より算定した単位数(利用者 護職員処遇改善加算(I) 負担額)に 1000 分の 111 に相当する金額(区分支給 限度基準額の算定対象外)			
介護職員等ベースアップ等支援加 算	基本料金及び各種加算より算定した単位数(利用者 負担額)に 1000 分の 23 に相当する金額(区分支給限 度基準額の算定対象外)			

- ※ご契約者がまた要介護認定等を受けていない場合や、要介護認定等を受けた後に 1 年以上保険料を滞納している等の場合は、基本料金と加算料金の全額を一旦支払いいただきます。この場合ご契約者は、当事業所が発行する「サービス提供証明書」を添えて居住地の市町村に保険給付の申請を行うことになります。(償還払い)
- ※「初期加算」は、入居された日から起算して30日目までの加算です。

上記に加え、30日を超える病院又は診療所への入院後、再入居した場合も算定されます。

※「入院時費用」は入院後 3 か月以内に退院が見込まれる入居者について、退院後の再入 居の受け入れ体制を整えている場合に、1月に6日を限度として算定できる加算です。

【その他の費用】

家賃	800円/日		
水道光熱費	400円/日		
食費	1,200 円 / 日		
その他共通経費	350円 / 日		
理美容代	実費		
おむつ代	実費		
特別食費	ご契約者のご希望により特別な食事を提供した場合の費		
村別 及賃	用です。		
	上記以外のものについては、ご相談に応じます。また建		
修繕費	物・備品などに損害を与えた場合、実費相当額をご負担		
	いただきます。		

ご利用料金 (例)

(例1) 要介護度1 負担割合1割

① 施設サービス費 752 円+②サービス提供体制強化加算 6 円+③医療連携体制加算 39 円+④認知症ケア加算 3 円 +食事提供費 1,200 円+居住費 800 円水道光熱費 400 円+共通経費 350 円=3,550 円/日 31 日間 3,550 円×31 日=110,050 円介護職員処遇改善加算 (①+②+③+④) ×0.111 円 2753 円/月 介護職員等ベースアップ等支援加算 (①+②+③+④) ×0.023 円 570 円/月

113,373 円/月

(例2) 要介護度3 負担割合1割

① 施設サービス費 811 円+②サービス提供体制強化加算 6 円+③医療連携体制加算 39 円+④認知症ケア加算 3 円 +食事提供費 1,200 円+居住費 800 円水道光熱費 400 円+共通経費 350 円=3,609 円/日 31 日間 3,609 円×31 日=111,879 円介護職員処遇改善加算(①+②+③+④)×0.111 円 2956/月介護職員等ベースアップ等支援加算(①+②+③+④)×0.023 円 612 円/月

115,447 円/月

(例3) 要介護度 5 負担割合 1 割

① 施設サービス費 844 円+②サービス提供体制強化加算 6 円+③医療連携体制加算 39 円+④認知症ケア加算 3 円 +食事提供費 1,200 円+居住費 800 円水道光熱費 400 円+共通経費 350 円=3,642 円/日 31 日間 3,642 円×31 日=112,902 円介護職員処遇改善加算 (①+②+③+④) ×0.111 円 3069/月 115,971 円/月介護職員等ベースアップ等支援加算 (①+②+③+④) ×0.023 円 636 円/月

116,607 円/月